

六戸町ふるさと納税お礼の品提供事業者募集要領

一 目的

六戸町の魅力や特産品をPRすることを目的に、六戸町へふるさと納税をされた町外の方(以下「寄附者」という。)へ進呈する、お礼の品(特産品)(以下「お礼の品」という。)を提供していただける事業者(以下「提供事業者」という。)を募集いたします。

二 提供事業者

お礼の品を提供できる事業者は、次に掲げる要件を満たすものとします。

ただし、町が適当でないと判断した場合には、認定しないことができます。

- 一 六戸町内に事業所(本社・支店、製造、販売など)を有する法人又は個人事業者等
- 二 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと

三 お礼の品の要件

お礼の品として取り扱うことができるものは、次の要件を満たすものとします。

ただし、町が適当でないと判断した場合には、認定しないことができます。

一 条件

- ア 六戸町の魅力を体感でき、六戸町のPRにつながるもの
- イ 町内で製造、加工、又はサービスなどの提供がされているもの
又は、町内で生産されている農林水産物
又は、町内で生産された農林水産物を原料とした商品

二 価格帯

寄附金額に対するお礼の品の価格帯は次のとおりとし、提供事業者は実費用と送料を町へ請求し、町はそれを提供事業者へ支払うものとします。

但し、備考欄に示す金額によりがたい場合は、その都度協議のうえ価格帯を決定するものとします。

寄附金額帯 ※1,000円単位で設定	価格帯 (消費税・包装料込)	備考
5,000円～10,000円	1,000円～ 3,000円	寄付金額の3割以内
10,001円～20,000円	3,000円～ 6,000円	寄付金額の3割以内
20,001円～30,000円	6,000円～ 9,000円	寄付金額の3割以内
30,001円～40,000円	9,000円～ 12,000円	寄付金額の3割以内
40,001円～50,000円	12,000円～ 15,000円	寄付金額の3割以内
50,000円以上	15,000円以上	寄付金額の3割以内

四 提供事業者のメリット

- 一 町のホームページ、町と契約するふるさと納税サイト、ふるさと納税パンフレットなどに、お礼の品に関連する提供事業者名・商品名などを掲載することが出来るものとします。
- 二 お礼の品の発送時に、自社パンフレット等の同封により自社商品をPRすることが出来るものとします。

五 募集期間

随時募集するものとします。

六 申込方法

六戸町ふるさと納税お礼の品提供事業者申込書(様式1)及び、お礼の品提案書(様式2)に必要事項を記入のうえ提出するものとします。

七 個人情報の保護

寄附者の個人情報は、お礼の品の発送以外の目的に使用することはできないものとします。

八 その他留意事項

- 一 提供事業者は、申込内容に変更が生じた場合は、速やかに変更届(様式3)を提出するものとします。
- 二 提供事業者は、お礼の品について発送の遅延、販売中止、品質・発送過程での事故及びその他問題が生じた場合は、速やかに町へ報告するものとします。
- 三 提供事業者は、お礼の品の品質等について寄附者から苦情があった場合は、真摯に対応し解決に努めるものとする。また、その苦情内容を町へ報告するものとし、町はその責任を一切負わないものとします。
- 四 町は、提供事業者からの申込内容に虚偽があった場合、又は町に損害を及ぼす行為があった場合は、その登録を取り消すものとします。

附 則

この要領は、平成三十年七月一日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年十月十六日から施行する。

附 則

この要領は、令和三年七月一日から施行する。

附 則

この要領は、令和三年十月一日から施行する。